

自家消費型新エネルギー導入促進事業（パネル等）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、太陽光発電パネル及び住宅用蓄電池（以下「パネル等」という。）を購入し設置する者または住宅用蓄電池を単独で設置する者に対し支援することで、エネルギーの自給率の向上及び災害に強い地域づくりに寄与するため、パネル等を購入し設置する者に対して自家消費型新エネルギー導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 太陽光発電パネル 太陽光をエネルギーとして発電するために、設置するパネルをいう。
- （2） 住宅用蓄電池 太陽光発電パネルに接続し、発電した電力を蓄え必要に応じて活用することができる1kWh以上の定置用リチウムイオン蓄電池であって、設置時点において未使用品のをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 市内に自ら居住し、又は居住しようとする住宅にパネル等を同時に設置し、発電した電力を自家消費の用に供する者
- （2） 前号の者のうち、申請時に市外に居住している者については、パネル等設置後半年以内に本市へ転入する見込みの者
- （3） 串間市の市税等を滞納していない者（申請時に市外に居住している者については、申請時住所地の市区町村税を滞納していない者）
- （4） この要綱に基づく補助金の交付を同一世帯を構成している者を含め、これまで受けたことがない者

（補助金の額）

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額とする。ただし、パネル等の購入金額が当該各号に定める金額未満のときは、当該パネル等の購入額と同額とする。

- （1） 市内の施工業者又は販売業者（法人の場合は串間市に事業所登録がある業者、個人事業者の場合は串間市に住民登録のある業者とする。）が施工若しくは販売する場合 1件当たり20万円
- （2） 市外の施工業者又は販売業者が施工若しくは販売する場合 1件当たり10万円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、パネル等を購入し設置する前に、自家消費型新エネルギー導入促進事業(パネル等)補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類(新築等のパネル等付き住宅に係る申請にあつては、第3号に掲げる書類を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) パネル等の形状、規格等の概要が確認できる書類
- (2) パネル等の設置購入に係る契約書等の写し又はパネル等付き住宅の購入に係る売買契約書等の写し
- (3) 設置工事施工前の現況写真
- (4) 設置予定箇所の位置図
- (5) 申請者及び同一世帯人が全員記載された住民票
- (6) 申請者の完納証明書
- (7) パネル等を設置する建物が、自己の所有でない場合は、建物所有者の承諾書(任意様式)
- (8) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつた場合は、その内容を速やかに審査し、内容が適正であると認めたときは補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付すことができる。

3 市長は、補助金の交付が適当でないとき、補助金不交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 申請者は、申請書の内容を変更するとき、又はパネル等の設置を中止するときは、自家消費型新エネルギー導入(パネル等)補助金変更承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を速やかに審査し、承認の可否を決定し、補助金等変更交付決定通知書(別記様式第4号)を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、パネル等設置工事又は当該パネルの設置されている家の引き渡し完了した日若しくはパネル等付き住宅の引渡しを受けた日から30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに自家消費型新エネルギー導入促進事業(パネル等)補助金設置完了実績報告書(別記様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) パネル等の設置に係る領収書等の写し
- (2) パネル等の設置に係る経費の内訳書
- (3) パネル等の設置状況が確認できる現況写真
- (4) 電力会社へ申請する配線図等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があった場合は、速やかに審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、補助金の額を確定し、補助金等交付額確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに自家消費型新エネルギー導入促進事業（パネル等）補助金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請における偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他、この要綱に違反する事実があったとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の返還を命じることができる。

(調査協力)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて当該補助金で設置したパネル等の利用状況に係る調査等について、協力を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。